

2 避難計画について

■ 検証法を検討する際に留意していただきたい事項

建築基準法において定めのない事項ですが、防災計画、避難計画の原則を守ることが重要です。

検証法は煙降下時間と避難時間の比較のみである為、避難安全の確保には、2方向避難の確保、避難方向の分かりやすさ、過度の避難者集中の防止に心がけ、法を満たせば良いという考えではなく、それ以前により良い避難計画について考慮し、建築主及びその施設を利用されるユーザーの方のためにも、より安全性の高い建築物を提供していく姿勢を持って、設計業務に取り組んでいただきたいと思えます。

① 2方向避難について

- ・ 火災の影響により避難出口の一方向が何らかの理由で避難不可能となった場合でも、避難可能となるよう複数の避難経路(出入口)を設けること。
- ・ 廊下等の端部に行き止まりになるような経路を極力避け、階段等の避難施設をバランスよく配置し安全区画内に避難できるよう計画すること。

② 避難方向の分かり易さ

- ・ 不特定多数の人が使用する日常動線を考慮し避難計画をすること。

※ 事務所ビル、工場、共同住宅のような特定多数の建築物の計画であれば、在館者がその建築物の平面を理解している場合が多いが、商業施設(物品販売店、遊技場)などの不特定多数の在館者が想定される場合については、下記表に示す傾向がある為、エレベーターホールに近接した位置に階段を設けたり、便所などへの経路に近接した階段を設けたりするなどの配慮が必要である。

知っている経路を使う	日常的に利用している廊下や階段を使って避難しようとする。
入ってきた経路を戻る	百貨店、劇場、ホテルなどのように、よく知らない建物や初めて訪れた場所では、入ってきた経路を戻って避難しようとする。
明るい方向へ向かう	明るい方向を目指して避難しようとする。煙が漂う廊下では、暗い方向より明るい方向が安全と考えて、その方向を選択する
開かれた方向へ向かう	狭い廊下より広い廊下、ホールの方へ避難しようとする。安全な外部へより近づくと考えて、その方向を選択する
目につく方向へ向かう	最初に目に付いた経路、よく目立つ経路から避難しようとする。安全な外部へより近づくと考えて、その方向を選択する。
近い経路に向かう	最も近い出口や階段から避難しようとする。早く避難しようとするときは顕著であるが、気がつかなければ遠くの経路を選択する。
他に追従する	周りの人が避難する方向と同じ方向に避難しようとする。

③ 建築設備等の配慮

- ・ 火災時に天井付近に滞留する煙を攪拌し排煙効果及び蓄煙降下を阻害しないよう自動火災報知器等と連動して換気・空調設備を停止するよう配慮すること等建築設備も兼ねて配慮をする。

④ 排煙口の位置

- (1) 煙を避難方向とは逆の方向に流れるように考慮する。
- (2) 誘導灯を認識しやすくし避難方向を分かりやすくする為にも煙を避難出口に近接しないよう計画する。

⑤ ソフト面について

- ・ 設計者から建築主への説明を十分に行い①適正な維持管理(例えば、避難経路に当たる部分に、避難に障害となる物等が置かれる事が無いよう管理する等)②避難時の対応(従業員等による初期避難誘導)、をして頂き安全性をより高いものとして、③完成引渡し後の間仕切りの変更、室の用途の変更に伴う再検証の必要性を建築主に理解していただき安全性能が継続するよう指導することに努めていただくことが重要である。